# 業 務 年 報

平成 13 事業年度

公害健康被害補償予防協会 (略称:公健協会)

# 目 次

Ι	生	\害健康被害補償予防協会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1	沿 革	1
	2	目 的	1
	3	業務内容 ••••••	1
П	4	元成13事業年度の業務運営の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		組織及び定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		主要業務一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		評議員会 ••••••	5
	4	事業報告 ••••••	7
Ш	4	<sup>Z</sup> 成13事業年度の経理の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	1	第一種地域勘定 ••••••	8
	2	第二種地域勘定 ••••••	9
	3	業務勘定 ••••••	11
	4	健康被害予防事業勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
IV	4	元成13事業年度の事業実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1	汚染負荷量賦課金徴収決定状況(都道府県別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	2	汚染負荷量賦課金徴収決定状況(旧指定地域別)再掲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	3	旧第一種地域納付金納付状況(種類別・事業別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	4	旧第一種地域納付金納付状況(県市区別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	5	旧第一種地域補償給付費納付金納付內訳(県市区別・種類別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	6	旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金納付內訳(県市区別・事業別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	7	第二種地域納付金納付状況(種類別·事業別)··································	22
	8	第二種地域納付金納付状況(県市別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

9	第二種地域補償給付費納付金納付內訳(県市別・事業別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
10	第二種地域公害保健福祉事業費納付金納付內訳(県市別・事業別)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
11	健康被害予防事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
12	汚染負荷量賦課金の申告・納付に関する指導(申告・納付	
	説明会)実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
13	汚染負荷量賦課金の業務委託状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
14	商工会議所別業務委託状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
参	考	
1	公害健康被害補償予防協会の事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	関係法令等の制定及び改廃の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	3 公害健康被害補償予防制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

# I 公害健康被害補償予防協会の概要

#### 1 沿 革

昭和30年代以降、大気の汚染及び水質の汚濁による健康被害の発生は重大な社会問題となり、その健康被害の深刻さと問題解決の困難さは四大公害裁判が如実に示すところであった。公害健康被害者の救済は、被害の発生が原因者の汚染原因物質の排出による環境汚染によるものである以上、本来はその原因者と被害者との間の民事上の損害賠償として処理されるものであるが、この解決には多大の労力と時日を要し被害者の迅速な救済を期しがたいという問題があり、なかでも原因者が不特定多数である著しい大気の汚染による健康被害者の救済は、速やかな解決を必要とする課題となっていた。このため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定されたものである。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要な財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気の汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「法」という。)に改正、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」(以下「協会」という。)に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

#### 2 目 的

協会は、大気の汚染又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る損害を填補するための補 償等に必要な費用を汚染原因者から徴収し都道府県等に納付するとともに、大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体等に対する助成 金の交付に関する業務を行うことを目的としている。

#### 3 業務内容

業務内容は、次のとおりである。

(1) 賦課金の徴収に関する業務(法第88条第1号)

ア 汚染負荷量賦課金の徴収

大気の汚染の影響による非特異的疾患(気管支ぜん息等)に係る健康被害者(被認定者)に対する補償給付費等の財源に充てるため、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収すること。

イ 特定賦課金の徴収

大気の汚染、水質の汚濁の影響による特異的疾患(水俣病等)に係る健康被害者に対する補償給付費等の財源に充てるため、その原因者である特定施設等設置者から特定賦課金を徴収すること。

(2) 法第13条第2項の規定による支払いに関する業務(法第88条第2号)

補償給付を受けることができる者に対し、裁判等による損害の填補が行われ、都道府県知事等が補償給付の支給の義務を免れることになった場合、その損害を填補したばい煙発生施設等設置者からの請求に基づき、補償給付の額に相当する金額の全部又は一部を支払うこと。(給付免責調整支出金)

(3) 法第48条の規定による納付金の納付に関する業務(法第88条第3号)

旧第一種地域及び第二種地域を管轄する都道府県等が支弁する補償給付に要する 費用並びに都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付 金を納付すること。

- (4) 大気の汚染の影響による健康被害予防事業に関する業務(法第88条第4号) 調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。
- (5) 地方公共団体等が行う健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務(法第88条第5号)

大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練若しくは施設等の整備を行う地方公共団体又は環境事業団に対し助成金を交付すること。

(6) 附带業務(法第88条第6号)

(1)から(5)までの業務に附帯する業務を行うこと。

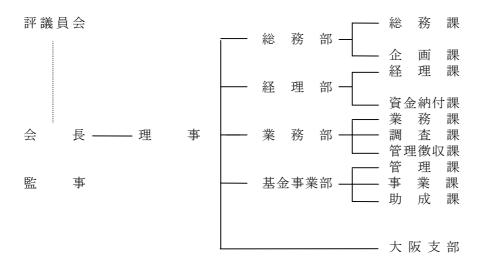
# Ⅱ 平成13事業年度の業務運営の概況

### 1 組織及び定員

平成14年3月末現在の協会の組織は、4部10課と大阪支部から構成されており、役職員の 定員は、役員5人、職員71人の計76人である。

役員は、会長1人(非常勤)、理事3人、監事1人(非常勤)で、会長及び監事は、環境大臣が任命し、理事は、環境大臣の認可を受けて、会長が任命している。また、顧問(非常勤)は、会長が委嘱している。

組織は、次のとおりである。



平成14年3月末現在の役員の状況は、次のとおりである。

役 職	名	氏	名
会	長	三好 正也	(非常勤)
理	事	飛永 善造	
"		佐藤 健彦	
"		田島 邦宏	
監	事	家田 博行	(非常勤)
顧	問	植松 敏	(非常勤)

# 2 主要業務一覧

年 月 日	事項
平成13年4月1日	平成13年度賦課金徴収業務委託契約を締結
	(函館商工会議所ほか 155商工会議所)
4月4日	平成13年度汚染負荷量賦課金の申告・納付説明会を開催
	(4月19日まで全国101ヶ所、出席事業所 4,393 事業所)
5月21・22日	定期監事監査(支部)
6月 2・3日	エコカーワールド2001 (於:代々木公園イベント広場)
6月 2・3日	エコライフ・フェア2001 (於:東京都代々木公園園路)
6月 7・8日	定期監事監査(本部)
6月13日	決算監査 (本部)
8月27・28日	会計検査院会計実地検査(本部)
9月24日	ぜん息児水泳フェスティバル(関西地区:大阪プール(大阪市))
9月20日	第51回評議員会開催(於:飯野ビル)
10月21日	ぜん息児水泳フェスティバル(東京地区:江戸川区スポーツセンター)
12月1~31日	大気汚染防止推進月間キャンペーン
平成14年2月28日	業務委託商工会議所担当者研修会(於:虎ノ門パストラル)
3月12日	第24回業務運営に関する懇談会開催(於:虎ノ門パストラル)
3月26日	第52回評議員会開催(於:飯野ビル)

### 3 評議員会

評議員会は、協会会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議するため、昭和51年10月1日から設置されている。また、評議員会は、評議員20人以内で組織されている。(法第85条)

平成14年3月末現在の評議員は、次のとおりである。

氏 名	役	<b>治</b>	任命年月日
浅井昌彦	日本製紙連合会環境保全委員会委員長	(王子製紙(株)専務取締役)	平成13年9月20日
内 山 巖 雄	京都大学大学院工学研究科教授		平成13年3月24日
加藤三郎	環境文明研究所代表取締役所長		平成13年3月24日
佐々木 博 朗	石油化学工業協会環境委員会委員長	(東ソー(株)常務取締役)	平成13年3月24日
鈴木継美	東京大学名誉教授		平成13年3月24日
土田稔	横浜市環境保全局長		平成13年9月20日
新美春之	石油連盟環境安全委員会委員長	(昭和シェル石油(株)代表取締役会長兼社長)	平成13年3月24日
西川章	日本鉱業協会会長	(三菱マテリアル(株)取締役社長)	平成13年3月24日
野中邦子	全国人権擁護委員連合会理事		平成13年3月24日
野村好弘	東京都立大学法学部教授		平成13年3月24日
濱田隆一	電気事業連合会専務理事	(中部電力(株)取締役)	平成13年9月20日
桝 井 成 夫	読売新聞社論説委員		平成13年3月24日
増田喬史	大阪市都市環境局環境部長		平成13年9月20日
松林努	日本自動車工業会環境委員会副委員長	(いすゞ自動車(株)常務取締役)	平成13年3月24日
満岡三佶	日本化学工業協会環境委員会委員長	(三菱化学(株) 専務取締役)	平成13年9月20日
山本一元	経済団体連合会環境安全委員会委員長	(旭化成(株)代表取締役社長)	平成13年3月24日
米澤敏夫	日本鉄鋼連盟環境政策委員会委員長	(新日本製鐵(株)常務取締役)	平成13年3月24日
和気洋子	慶應義塾大学商学部教授		平成13年3月24日
渡辺修	休暇村協会理事長		平成13年3月24日
渡辺一秀	日本商工会議所環境委員会委員長	マツダ(株)代表取締役会長	平成14年3月25日

#### (1) 第51回公害健康被害補償予防協会評議員会会議録概要

① 日 時 平成13年9月20日(木)

午後2時00分~3時30分

② 場 所 キャッスル(飯野ビル9F)

千代田区内幸町2-1-1

③ 出席者 評議員

加藤評議員、佐々木評議員、鈴木評議員、土田評議員、西川評議員野村評議員、濱田評議員、桝井評議員、増田評議員、松林評議員満岡評議員、和気評議員、渡辺評議員

#### 環境省

中川総合環境政策局長、岩尾環境保健部長、小沢企画課長 古澤保健業務室長、岸調査官、水野自動車環境対策課課長補佐 公害健康被害補償予防協会

三好会長、飛永理事、佐藤理事、田島理事、家田監事村川総務部長、石川経理部長、丸山業務部長、細野基金事業部長

④ 次 第 公害健康被害補償予防協会会長挨拶

環境省総合環境政策局長挨拶

評議員交替の紹介、議長選出・議長代理指名

#### 議事

- (1) 公害健康被害補償予防協会の平成12事業年度決算の概要について
- (2) 公害健康被害補償予防協会の平成13事業年度の事業実施状況について 最近の環境行政におけるトピックス

最近の化学物質対策の動向について・特殊法人改革について 質疑応答

- (2) 第52回公害健康被害補償予防協会評議員会会議録概要
  - ① 日 時 平成14年3月26日(火) 午後3時00分~5時15分
  - ② 場 所 キャッスル(飯野ビル9F) 千代田区内幸町2-1-1
  - ③ 出席者 評議員

浅井評議員、内山評議員、加藤評議員、佐々木評議員、鈴木評議員 土田評議員、野村評議員、松林評議員、満岡評議員、和気評議員 渡辺(修)評議員

### 環境省

炭谷総合環境政策局長, 岩尾環境保健部長、小沢企画課長 古澤保健業務室長、岸調査官、石野自動車環境対策課長 公害健康被害補償予防協会

三好会長、飛永理事、佐藤理事、田島理事、家田監事、植松顧問村川総務部長、石川経理部長、丸山業務部長、細野基金事業部長

④ 次 第 公害健康被害補償予防協会会長挨拶

環境省総合環境政策局長挨拶

公害健康被害補償予防制度について

- (1) 平成14年度汚染負荷量賦課金の賦課料率
- (2) 公害健康被害補償予防制度の実施状況

#### 議事

- (1) 特殊法人等整理合理化計画について
- (2) 公害健康被害補償予防協会の平成14事業年度予算・事業計画について
- (3) 公害健康被害補償予防協会の平成13事業年度の事業実施状況について 最近の環境行政におけるトピックス

環境 NPO 活動の支援について 質疑応答

# 4 事業報告

平成13事業年度の事業計画の実施結果は、次のとおりである。

事 業 区 分	金 額
1 賦課金の徴収に関する業務 (1) ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金の徴収 (2) 特定施設等設置者からの特定賦課金の徴収	57, 221, 005, 400 84, 002, 700
2 法第13条第2項の規定による支払に関する業務 給付免責調整支出金	36, 002, 630
3 法第48条の規定による納付金の納付に関する業務 (1) 第一種地域関係 ア 補償給付費 イ 公害保健福祉事業費 (2) 第二種地域関係 ア 補償給付費 イ 公害保健福祉事業費	70, 489, 786, 333 114, 992, 000 82, 609, 008 719, 000
4 法第88条第4号に規定する大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する業務	620, 844, 495
5 法第88条第5号に規定する地方公共団体等に対する助成金の交 付に関する業務	817, 607, 000
6 法附則第19条の2の規定による政府の交付金等の受入に関する 業務 (1) 公害健康被害補償予防協会交付金 (2) 公害保健福祉事業費補助金	13, 943, 570, 266 38, 556, 000

# Ⅲ 平成13事業年度の経理の概況

### 1 第一種地域勘定

### (1) 予 算

収入は、汚染負荷量賦課金 56,960,722 千円、政府助成金 14,018,406 千円、納付財源引 当金戻入 1,655,460 千円、雑収入 20,256 千円、計 72,654,844 千円を計上し、支出は、納付 金 71,917,172 千円、給付免責調整支出金 50,000 千円、業務勘定へ繰入 657,416 千円、還 付金 10,000 千円、計 72,634,588 千円を計上した。

### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額72,654,844千円に対し、収入決定済額は71,297,336千円で、1,357,508千円の減となった。支出の部では、支出予算額72,634,588千円に対し、支出決定済額は71,282,322千円で、1,352,266千円の減となった。

(本章の本文における金額は、千円未満を四捨五入してあるので合計とは端数において 合致しないものがある。)

貸 借 対 照 表

平成14年3月31日現在

資 産	の部	負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,628,469,857	流動負債	119,796,456
現金・預金	14,198,328,797	未 払 金	111,272,293
未 収 収 益	206,927	預 り 金	8,524,163
未 収 金	429,934,133	特別法上の引当金等	
		納付財源引当金	14,508,673,401
		(負債合計)	(14,628,469,857)
資 産 合 計	14,628,469,857	負債·資本合計	14,628,469,857

## 損 益 計 算 書

自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日

(単位:円)

費用の	部	収益の	部
科目	金額	科目	金額
経常費用納付金補償給付費納付金公害保健福祉事業費納付金給付免責調整支出金業務勘定へ繰入	70,604,778,333 70,489,786,333 114,992,000 36,002,630 641,540,673	経常収益 賦課金収入 国庫補助金収入 政府交付金収入 引当金戻入 納付財源引当金戻入	57,221,005,400 38,317,000 13,943,570,266 64,744,013
雑   損     合計	6,701,579 71,289,023,215	推 益 合 計	21,386,536 71,289,023,215

## 2 第二種地域勘定

### (1) 予 算

収入は、特定賦課金 118,361 千円、政府助成金 1,514 千円、雑収入 1 千円、計 119,876 千円を計上し、支出は、納付金 118,587 千円、業務勘定へ繰入 1,288 千円、計 119,875 千円を計上した。

### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 119,876 千円に対し、収入決定済額は、84,409 千円で、35,467 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 119,875 千円に対し、支出決定済額は 84,242 千円で、35,633 千円の減となった。

# 貸 借 対 照 表

平成14年3月31日現在

(単位:円)

	資産の部			負債及び資本の部	
	科目		金額	科目	金額
流動	資 産		2,140,177,816	流動負債	84,930,800
現	金・預	金	500,405	短期借入金	84,408,800
未	収 収	益	11	預 り 金	522,000
未	収	金	2,139,677,400	固定負債	
				長 期 借 入 金	2,054,746,600
				特別法上の引当金等	
				納付財源引当金	500,416
				(負債合計)	(2,140,177,816)
資	產合計		2,140,177,816	負債•資本合計	2,140,177,816

# 損 益 計 算 書

自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日

費用の	部	収益の部		
科目	金額	科目	金額	
経常費用		経 常 収 益		
納付金	83,328,008	賦 課 金 収 入	84,002,700	
補償給付費納付金	82,609,008	国庫補助金収入	239,000	
公害保健福祉事業費 納 付 金	719,000	雑    益	207	
業務勘定へ繰入	913,692			
引 当 金 繰 入				
納付財源引当金繰 入	207			
合 計	84,241,907	合 計	84,241,907	

### 3 業務勘定

### (1) 予 算

収入は、政府助成金 611,554 千円、他勘定より受入 658,704 千円、雑収入 4,987 千円、計 1,275,245 千円を計上し、支出は、業務運営費 1,215,087 千円、予備費 13,007 千円、計 1,228,094 千円を計上した。

### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 1,275,245 千円に対し、収入決定済額は、1,243,597 千円で、31,648 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 1,228,094 千円に対し、支出決定済額は 1,194,142 千円で、33,952 千円の減となった。

**貸 借 対 照 表** 平成14年3月31日現在

資 産	の部	負債及び資本の部		
科目	金額	科目	金額	
流動資産	769,296,713	流動負債	103,245,043	
現金・預金	769,240,644	未 払 金	72,985,390	
未 収 収 益	19,914	未払費用	6,946,092	
未 収 金	36,155	預 り 金	23,313,561	
固定資産	2,232,760,896	固定負債	737,593,796	
有形固定資産	47,811,712	引 当 金		
車両・運搬具	1,599,019	退職給与引当金	643,988,300	
工具·器具·備品	46,212,693	資産見返勘定	93,605,496	
無形固定資産		資産見返補助金	64,433,564	
電話加入権	1,303,784	資産見返賦課金	29,171,932	
投資その他の資産	2,183,645,400	(負債合計)	(840,838,839)	
貸付金	2,139,155,400	剰 余 金		
敷金・保証金	44,490,000	利 益 剰 余 金	2,161,218,770	
		積 立 金	2,113,645,073	
		当期利益金	47,573,697	
		(資本合計)	(2,161,218,770)	
資 産 合 計	3,002,057,609	負債·資本合計	3,002,057,609	

### 損 益 計 算 書

自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日

(単位:円)

費用	の部	収 益	の部
科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
徴収業務費	305,495,581	国庫補助金収入	580,218,888
一般管理費	865,230,947	他勘定より受入	627,369,253
<ul><li>一般管理費</li><li>退職給繰過</li><li>引当金繰却</li><li>減価償却</li><li>推 損</li><li>当期利益金</li></ul>	810,158,009 48,318,000 6,754,938 1,643,490 47,573,697	第よ 第よ 産 資補 資賦地受 域受 戻 見 戻 見戻 見戻 見戻 見戻 見戻 見戻 見戻 別 産金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	626,455,561 913,692 8,398,428 4,234,762 4,163,666
		雑   益	3,957,146
合 計	1,219,943,715	合 計	1,219,943,715

### 4 健康被害予防事業勘定

### (1) 予 算

収入は、基金運用収入 1,910,840 千円、雑収入 4,067 千円、計 1,914,907 千円を計上し、 支出は、健康被害予防事業費 1,575,042 千円、事業運営費 332,165 千円、還付金 200 千円、 予備費 7,500 千円、計 1,914,907 千円を計上した。

### (2) 決 算

収入の部では、収入予算額 1,914,907 千円に対し、収入決定済額は 1,781,874 千円で、133,033 千円の減となった。支出の部では、支出予算額 1,914,907 千円に対し、支出決定済額は、1,759,954 千円で、154,953 千円の減となった。

#### 貸 借 対 照

平成14年3月31日現在

(単位:円) 資産の部 負債及び資本の部 科 科 目 金 額 金 流動負債 流動資産 1,123,995,080 472,153,476 現金・預金 未 467,583,400 810,128,014 払 金 未 費 用 仮 払 金 73,424 払 2,560,960 収 収 益 n 2,009,116 未 308,224,251 預 金 未 収 固定負債 金 5,569,391 固定資産 引 51,071,516,349 当 金 有形固定資産 退職給与引当金 174,575,500 工具•器具•備品 (負債合計) (646,728,976)51,310,275 無形固定資産 資 本 金 電話加入権 145,600 政府出資金 6,071,570,000 投資その他の資産 出金 44,948,490,474 公害健康被害 工場・事業場 予防基金資産 51,020,060,474 拠 出 金 40,823,369,179 関連事業者 拠 出 4,125,121,295 金 剰 余 金 528,721,979 利益剰余金 積 立. 金 495,470,530 33,251,449 当期利益金 (51,548,782,453)(資本合計) 資產合計 52,195,511,429 負債•資本合計 52,195,511,429

### 損 **益** 計 算 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日

費用	の部	収 益	の部
科 目	金額	科目	金額
経常 事 事 理 理 管 金價 期	1,421,951,595 604,344,595 817,607,000 19,191,162 307,479,602 280,334,000 17,703,700 9,441,902 33,251,449	経 常 収 益 基金運用収入 受 取 利 息 有価証券償還益 雑 益	1,779,717,961 1,763,838,810 15,879,151 2,155,847
合 計	1,781,873,808	合 計	1,781,873,808

# IV 平成13事業年度の事業実績

# 1 汚染負荷量賦課金徵収決定状況(都道府県別)

(単位:件、円)

				(単位:件、円)
Z		分	件数	金額
北			553	5,823,627,700
青		森	104	428,195,400
岩		手	124	325,110,800
宮		城	139	648,619,100
秋		田	116	512,630,500
山		形	82	179,674,600
福		島	154	1,292,327,000
茨		城	218	2,852,481,700
栃		木	164	423,304,700
群		馬	136	390,679,100
埼		玉	290	378,299,200
千		葉	296	2,056,260,800
東		京	682	2,031,586,300
神	奈	ĴП	437	2,884,467,800
新	74.	潟	184	1,420,190,500
富		Щ	130	512,364,400
石		川	67	109,948,600
福		井	73	306,235,500
山		梨	51	34,252,900
長		野	134	201,143,100
岐		阜	163	566,164,200
許		岡	348	1,228,070,400
形感		知	656	4,303,519,100
静愛三滋京		重	168	2,151,443,300
<u> </u>		里 賀	119	373,350,200
台		都	119	182,117,000
大		阪	591	2,100,665,600
兵		庫	412	
奈		ළ 良		1,992,429,800
	可分		67	73,634,300
和自	歌	山 取	78	849,213,100
鳥			37	148,502,200
島		根	71	176,805,500
岡		Щ e	199	3,805,802,400
広		島	194	2,369,295,300
山红		口血	156	2,387,769,800
徳		島	60	452,391,000
香愛高		)   	73	1,232,351,000
<b>愛</b>		媛	101	1,488,435,500
高		知	43	74,801,500
福		岡	286	2,573,648,900
佐		賀	63	294,072,500
長		崎	73	885,048,300
熊		本	110	206,772,600
大 宮		分	95	1,924,485,400
宮		崎	75	910,537,600
鹿	児	島	93	478,806,300
沖		縄	68	1,173,310,700
	計		8,677	57,214,843,200
過	年	爱 分	5	6,162,200
合		計	8,682	57,221,005,400
		HI	5,002	o.,==1,000,100

# 2 汚染負荷量賦課金徵収決定状況 (旧指定地域別)再掲

(単位:件、円)

			,, si I	(单位:件、円)
-	区 分		件数	金  額
千		市	12	86,862,800
	千 代 田	区	99	16,592,200
	中央	区	42	4,942,900
	港	区	66	14,129,700
	新宿	区	36	8,440,100
東	文京	区	26	6,997,300
//	台 東	区	11	941,300
	品川	区	26	1,288,458,600
	大 田	区	36	42,052,500
	目 黒	区	17	6,165,600
京	渋 谷	区	25	6,601,100
	豊島	区	11	1,086,200
	北	区	28	27,678,800
	板橋	区	29	76,695,200
都	墨田	区	14	2,781,200
	江 東	区	33	109,339,200
	荒川	区	4	963,100
	足立	区	23	72,372,900
	葛 飾	区	12	172,398,300
	江 戸 川	区	11	77,650,400
	(東京19区計)		(549)	(1,936,286,600)
横		市	36	468,160,900
Ш	崎	市	82	1,858,716,900
富	士	市	64	547,177,400
名	古屋	市	126	644,954,100
東		市	22	2,072,634,200
匹	日 市	市	29	1,434,371,400
楠		町	7	28,215,900
	大 阪	市	255	938,583,400
大	豊 中	市	6	12,438,300
		田 市 14		93,838,800
阪	守口	市	9	6,499,200
مير	東大阪	市	22	86,795,400
府	八尾	市	19	20,070,500
	堺	市 70		753,085,200
	(大阪7市計)		(395)	(1,911,310,800)
神		市	57	438,549,000
尼		市	71	577,646,300
倉		市	37	3,125,061,400
玉		市	3	91,001,700
備		市	6	54,341,200
北		市	56	1,825,462,700
大		市	13	110,340,500
旧	指 定 地	域	1,565	17,211,093,800
そ	の 他 地	域	7,112	40,003,749,400
	計		8,677	57,214,843,200
過	· ·	分	5	6,162,200
合		<u> </u>	8,682	57,221,005,400
口		рΙ	0,002	01,441,000,400

# 3 旧第一種地域納付金納付状況 (種類別・事業別)

区分	金額
補償給付費	70,489,786,333
療養の給付及び療養費	26,274,741,257
障害補償費	30,191,598,890
遺族補償費	4,613,361,065
遺族補償一時金	1,421,001,971
児 童 補 償 手 当	25,935,000
療養手当	7,719,305,800
葬 祭 料	243,842,350
公害保健福祉事業費*	114,992,000
納付対象総事業費	(153,349,881)
リハビリテーション事業費	(23,736,683)
転 地 療 養 事 業 費	(64,306,138)
療養用具支給事業費	(297,672)
家庭療養指導事業費	(65,009,388)
合 計	70,604,778,333

<sup>\* 1 ()</sup>内は納付対象総事業費の内訳であり、納付金の内訳ではない。

<sup>2</sup> 協会納付額は、法第 48 条第2項の規定に基づき、納付対象総事業費の3/4の額であり、残り 1/4の額は、県市区の負担である。

# 4 旧第一種地域納付金納付状況(県市区別)

					(早位: 円 <i>)</i>	
		分	補償給付費	公害保健福祉事業費	合 計	
千	<b>英</b> 市		583,839,804	3,562,000	587,401,804	
	千 代	田区	187,291,059	138,000	187,429,059	
	中央	区	182,492,531	873,000	183,365,531	
	港	区	488,000,848	120,000	488,120,848	
	新 宿	区	1,100,276,286	865,000	1,101,141,286	
東	文 京	区	777,160,872	633,000	777,793,872	
	台 東	区	428,710,705	565,000	429,275,705	
	品川	区	1,039,893,804	515,000	1,040,408,804	
	大 田	区	1,951,061,154	470,000	1,951,531,154	
	目 黒	区	700,726,791	772,000	701,498,791	
京	渋 谷	区	665,156,237	446,000	665,602,237	
	豊 島	区	681,857,592	1,132,000	682,989,592	
	北	区	1,166,000,957	169,000	1,166,169,957	
	板 橋	区	1,992,321,701	3,429,000	1,995,750,701	
<b>±</b> 217	墨田	区	795,612,796	1,374,000	796,986,796	
都	江 東	区	1,686,903,973	466,000	1,687,369,973	
	荒 川	区	998,549,932	332,000	998,881,932	
	足立	区	1,910,175,598	1,060,000	1,911,235,598	
	葛 飾	区	1,352,955,628	269,000	1,353,224,628	
	江 戸	川区	1,169,586,748	3,865,000	1,173,451,748	
	(東京19	区計)	(19,274,735,212)	(17,493,000)	(19,292,228,212)	
横	浜	市	790,662,493	3,292,000	793,954,493	
Ш	崎	市	2,979,519,575	13,280,000	2,992,799,575	
富	士	市	584,741,746	3,307,000	588,048,746	
名	古 屋	吉 市	4,497,288,431	14,225,000	4,511,513,431	
愛	知	県	730,407,448	3,232,000	733,639,448	
匹	月 市	日 市 市 812,581,291		2,701,000	815,282,291	
三	重	県	87,565,173	401,000	87,966,173	
	大 阪	市	15,292,601,086	11,939,000	15,304,540,086	
	豊中	市	456,878,676	816,000	457,694,676	
大	吹 田	市	466,462,352	1,947,000	468,409,352	
阪	守 口	市	2,039,660,277	1,719,000	2,041,379,277	
1//	東大	阪 市	2,595,955,615	1,363,000	2,597,318,615	
府	八尾	市	1,405,468,394	3,875,000	1,409,343,394	
	堺	市	3,540,196,853	10,173,000	3,550,369,853	
	(大阪7市	<b></b>	(25,797,223,253)	(31,832,000)	(25,829,055,253)	
神	戸	市	1,258,158,383	3,097,000	1,261,255,383	
尼	崎	市	5,042,981,363	9,977,000	5,052,958,363	
倉			3,405,385,454			
尚	Щ	県	288,942,363	250,000	289,192,363	
北	九		1,710,160,880	3,019,000	1,713,179,880	
大	牟 日		2,645,593,464	3,596,000	2,649,189,464	
				+		
神尼倉岡	堺 (大阪7元 戸 崎 敷 山	市 方計)  市 市 市 市	3,540,196,853 (25,797,223,253) 1,258,158,383 5,042,981,363 3,405,385,454 288,942,363	10,173,000 (31,832,000) 3,097,000 9,977,000 1,728,000 250,000	3,550,369,85 (25,829,055,25 1,261,255,38 5,052,958,36 3,407,113,45 289,192,36	

# 5 旧第一種地域補償給付費納付金納付內訳(県市区別・種類別)

				± ± 0 1/1			(甲位:円)
	区	分		療養の給付 及び療養費	障害補償費	遺族補償費	遺 族 補 償 一 時 金
千		葉	市	179,821,250	286,703,070	29,197,834	21,276,900
	千	代 田	区	44,608,909	113,922,950	19,327,050	0
	中	央	区	75,959,191	76,300,240	11,001,950	3,966,300
	港		区	151,222,488	241,284,810	60,994,800	7,458,300
	新	宿	区	347,726,801	615,627,510	48,582,975	16,633,800
東	文	京	区	217,491,797	424,198,350	79,149,650	14,000,175
	台	東	区	159,506,785	211,855,670	13,620,850	5,228,400
	品	Ш	区	376,612,454	424,106,200	132,247,200	33,476,400
	大	田	区	896,276,554	694,602,600	127,782,250	9,268,200
	目	黒	区	268,414,611	333,797,330	42,496,950	8,436,600
京	渋	谷	区	221,611,417	333,165,870	63,635,350	6,170,400
	豊	島	区	261,167,932	251,142,510	87,852,800	14,970,100
	北		区	446,336,827	485,501,480	102,494,300	14,004,900
	板	橋	区	601,068,441	1,076,469,010	127,954,350	26,429,800
都	墨	田	区	281,232,156	388,034,090	46,923,350	17,172,700
付け	江	東	区	618,603,803	798,823,520	83,625,650	38,631,600
	荒	Щ	区	321,455,732	497,793,010	75,347,990	15,641,100
	足	<u> </u>	区	816,399,088	674,461,310	192,238,950	19,739,700
	葛	飾	区	470,877,308	567,937,920	149,577,850	54,880,300
	江	戸川	区	635,729,343	227,235,880	67,310,675	22,378,650
	(	東京19区計	·)	(7,212,301,637)	(8,436,260,260)	(1,532,144,940)	(328, 547, 425)
横		浜	市	230,423,668	436,681,900	59,322,375	5,078,700
Ш		崎	市	1,006,554,456	1,457,108,470	144,069,100	92,309,699
富		士	市	168,495,856	351,435,890	23,886,750	3,966,300
名	さ	ī 屋	市	1,718,900,566	2,015,192,040	201,144,925	109,604,850
愛		知	県	240,705,258	349,384,740	23,747,500	31,596,800
匹	F	市	市	271,329,823	381,393,620	31,956,100	15,127,748
三		重	県	33,364,463	32,970,110	2,504,300	9,628,200
	大	阪	市	6,024,201,492	5,972,223,010	1,010,754,214	324,322,570
	豊	中	市	166,004,586	197,153,840	42,485,650	0
大	吹	田	市	141,436,592	241,170,960	41,123,400	6,984,000
阪	守	口	市	868,781,447	704,046,340	99,132,700	29,265,490
	東	大 阪	市	950,392,798	1,232,665,490	114,842,827	35,502,300
府	八	尾	市	468,862,174	629,670,920	114,784,950	15,879,600
	堺		市	1,214,388,358	1,559,077,800	240,995,900	77,635,345
	(	(大阪7市計)		(9,834,067,447)	(10,536,008,360)	(1,664,119,641)	(489,589,305)
神		戸	市	512,777,123	467,989,760	96,449,700	20,499,300
尼		崎	市	1,879,437,113	2,152,922,890	244,730,300	101,870,460
倉		敷	市	1,071,485,249	1,638,632,880	171,682,200	92,112,525
岡		Щ	県	78,433,883	110,336,830	43,036,400	16,238,700
北	ナ	t 州	市	662,088,991	763,408,280	77,708,950	28,780,359
大	卓	1	市	1,174,554,474	775,169,790	267,660,050	54,774,700
	合	計		26,274,741,257	30,191,598,890	4,613,361,065	1,421,001,971

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			(卡瓜・11)
児童補償手当	療養手当	葬 祭 料	合 計
20,600	64,291,400	2,528,750	583,839,804
0	9,006,400	425,750	187,291,059
0	14,438,600	826,250	182,492,531
144,200	26,070,000	826,250	488,000,848
1,627,400	67,718,800	2,359,000	1,100,276,286
0	40,017,400	2,303,500	777,160,872
0	37,778,000	661,000	428,710,705
164,800	68,174,000	5,112,750	1,039,893,804
226,600	219,464,200	3,440,750	1,951,061,154
0	45,948,800	1,632,500	700,726,791
144,200	39,117,000	1,312,000	665,156,237
0	62,951,000	3,773,250	681,857,592
721,000	114,165,700	2,776,750	1,166,000,957
1,442,000	154,045,600	4,912,500	1,992,321,701
679,800	60,183,200	1,387,500	795,612,796
1,956,900	138,993,000	6,269,500	1,686,903,973
741,600	84,289,000	3,281,500	998,549,932
0	201,567,800	5,768,750	1,910,175,598
267,800	103,355,200	6,079,250	1,352,955,628
20,600	211,243,100	5,668,500	1,169,586,748
(8,136,900)	(1,698,526,800)	(58,817,250)	(19,274,735,212)
1,091,800	56,914,800	1,149,250	790,662,493
638,600	264,342,000	14,497,250	2,979,519,575
0	35,492,200	1,464,750	584,741,746
4,099,400	434,223,400	14,123,250	4,497,288,431
885,800	79,973,600	4,113,750	730,407,448
0	109,479,000	3,295,000	812,581,291
0	8,111,600	986,500	87,565,173
2,884,000	1,892,755,800	65,460,000	15,292,601,086
494,400	50,079,200	661,000	456,878,676
206,000	34,880,400	661,000	466,462,352
0	333,859,800	4,574,500	2,039,660,277
123,600	255,199,000	7,229,600	2,595,955,615
82,400	169,818,600	6,369,750	1,405,468,394
487,300	435,577,400	12,034,750	3,540,196,853
(4,277,700)	(3,172,170,200)	(96,990,600)	(25,797,223,253)
782,800	156,313,200	3,346,500	1,258,158,383
2,822,200	649,082,400	12,116,000	5,042,981,363
2,492,600	416,154,000	12,826,000	3,405,385,454
0	39,078,800	1,817,750	288,942,363
439,400	175,546,400	2,188,500	1,710,160,880
247,200	359,606,000	13,581,250	2,645,593,464
25,935,000	7,719,305,800	243,842,350	70,489,786,333

# 6 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金納付內訳 (県市区別 · 事業別)

	区	分		リハビリテーション事業費	転地療養事業費	療養用具支給事業費
千	葉		市	91,000	4,197,566	0
	千 代	田	区	41,651	0	0
		央	区	238,537	0	0
	港		区	158,800	1,920	0
		宿	区	150,631	0	0
東		京	区	510,791	0	0
		東	区	208,625	75	0
	品	JI	区	508,129	0	0
	大	田	区	609,189	1,520	0
	目	黒	区	259,534	0	0
京	渋	谷	区	135,400	680	0
	豊	島	区	966,605	0	0
	北		区	123,982	0	0
	板	橋	区	0	0	0
±z17	墨	田	区	330,732	520	0
都	江	東	区	616,449	0	0
	荒	][[	区	142,008	0	0
	足	<u> </u>	区	820,762	0	0
	葛 飾 区		区	317,579	0	0
	江 戸	JII	区	314,800	0	0
	(東京	19区計	·)	(6,454,204)	(4,715)	(0)
横	浜		市	1,059,566	2,258,874	42,762
Ш	崎		市	1,735,552	7,874,080	0
富	士		市	806,016	1,365,249	0
名	古	屋	市	1,176,637	6,367,077	131,250
愛	知		県	629,114	3,387,073	0
匹	日	市	市	472,988	1,276,762	0
三	重		県	0	406,776	0
		阪	市	3,056,544	11,304,448	123,660
4	豊	中	市	76,595	0	0
大	吹	田	市	25,632	1,500,376	0
阪	守	口	市	315,102	1,966,760	0
	東大	阪	市	205,220	1,596,692	0
府		尾	市	1,160,998	1,650,576	0
	堺		市	530,435	1,128,870	0
	(大阪	7市計	)	(5,370,526)	(19,147,722)	(123,660)
神	戸		市	216,340	3,838,016	0
尼	崎		市	5,274,295	8,028,639	0
倉	敷		市	1,360	1,660,291	0
岡	山		県	223,080	0	0
北	九	州	市	95,720	1,566,899	0
大	牟	田	市	130,285	2,926,399	0
	合	計		23,736,683	64,306,138	297,672

<sup>(</sup>注) 協会納付額は、法第 48 条第 2 項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4 の額であり、残り 1/4 の額は、県市区の負担である。

(単位:円)

家庭療養指導事業費	納付対象総事業費	協会納付額
461,766	4,750,332	3,562,000
143,070	184,721	138,000
926,192	1,164,729	873,000
0	160,720	120,000
1,003,790	1,154,421	865,000
333,890	844,681	633,000
545,010	753,710	565,000
179,610	687,739	515,000
17,095	627,804	470,000
770,130	1,029,664	772,000
459,750	595,830	446,000
542,940	1,509,545	1,132,000
102,470	226,452	169,000
4,572,530	4,572,530	3,429,000
1,501,150	1,832,402	1,374,000
5,839	622,288	466,000
301,410	443,418	332,000
593,730	1,414,492	1,060,000
41,400	358,979	269,000
4,839,678	5,154,478	3,865,000
(16,879,684)	(23,338,603)	(17,493,000)
1,029,410	4,390,612	3,292,000
8,098,338	17,707,970	13,280,000
2,238,952	4,410,217	3,307,000
11,291,830	18,966,794	14,225,000
293,497	4,309,684	3,232,000
1,852,330	3,602,080	2,701,000
127,950	534,726	401,000
1,434,150	15,918,802	11,939,000
1,011,910	1,088,505	816,000
1,070,071	2,596,079	1,947,000
10,600	2,292,462	1,719,000
15,964	1,817,876	1,363,000
2,355,770	5,167,344	3,875,000
11,905,670	13,564,975	10,173,000
(17,804,135)	(42,446,043)	(31,832,000)
76,146	4,130,502	3,097,000
0	13,302,934	9,977,000
642,450	2,304,101	1,728,000
110,400	333,480	250,000
2,363,850	4,026,469	3,019,000
1,738,650	4,795,334	3,596,000
65,009,388	153,349,881	114,992,000

### 7 第二種地域納付金納付状況 (種類別·事業別)

(単位:円)

区分	金
補償給付費	82,609,008
療養の給付及び療養費	
原食の和刊及の原食質	20,595,428
障 害 補 償 費	40,714,180
遺族補償費	9,264,800
遺族補償一時金	0
児 童 補 償 手 当	_
療 養 手 当	12,034,600
葬 祭 料	0
公害保健福祉事業費*	719,000
納付対象総事業費	(960,310)
リハビリテーション事業費	(0)
療養用具支給事業費	(0)
家庭療養指導事業費	(960,310)
<u></u>	83,328,008

- \*1()内は納付対象総事業費の内訳であり、納付金の内訳ではない。
  - 2 協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき、納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4の額は、県市の負担である。

### 8 第二種地域納付金納付状況(県市別)

	区	分	補	前 償 給 付 費		費	公害保健福祉事業費	合	計			
新	潟	県						66,000		66,000		
新	潟	市	_		_	84,000		84,000				
富	Щ	県	_		_		_			30,000		30,000
島	根	県		4,232,750		,750	_		4,232,750			
熊	本	県						243,000		243,000		
鹿	児 島	身 県			_		_	296,000		296,000		
宮	崎	県		78,376,258		,258	_		78,376,258			
	合	計			82	2,609	,008	719,000		83,328,008		

# 9 第二種地域補償給付費納付金納付内訳 (県市別・ 種類別)

(単位:円)

											(117.11)
区		分	療養の給付	障害	遺族	遺族補償	児童	補頻	療 養	葬 祭 料	合 計
		//	及び療養費	補償費	補償費	一時金	償 手	当	手 当	<del>31</del> 75 11	Ц П
新	潟	県	_		_		_	_		_	_
新	潟	市		_	_	_	_	_	_	_	_
富	Щ	県	_	_	_	_	-		_	_	_
島	根	県	293,030	3,401,520	0	0	-		538,200	0	4,232,750
熊	本	県	_	_	_	_	-	_	_	_	_
鹿	児島	,県	_	_	_	_	-		_	_	_
宮	崎	県	20,302,398	37,312,660	9,264,800	0	_	_	11,496,400	0	78,376,258
合		計	20,595,428	40,714,180	9,264,800	0	_	_	12,034,600	0	82,609,008

### 10 第二種地域公害保健福祉事業費納付金納付內訳(県市別 • 事業別)

区		分	リハビリテーション 事 業 費	療養用具支給事業費	家庭療養指導事業費	納 付 対 象 総 事 業 費	協会納付額
新	潟	県		0	88,000	88,000	66,000
新	潟	市	0	0	112,800	112,800	84,000
富	Щ	県	0	0	40,000	40,000	30,000
島	根	県	_	_	_	_	_
熊	本	県	0	0	324,688	324,688	243,000
鹿」	<b></b>	; 県	0	0	394,822	394,822	296,000
宮	崎	県	_	_		_	_
合		計	0	0	960,310	960,310	719,000

<sup>(</sup>注)協会納付額は、法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残り1/4は、 県市の負担である。

# 11 健康被害予防事業実施状況

# (1) 協会が自ら行う事業[4号業務]

調査研究

区	分		1	3	事	業	年	度	の	実	施	状	況	
[環境保 大気汚染に 響に関する編	よる健康影	平成1 施してい		度から	53ヵ <sup>左</sup>	丰計画	iにより	)( <u>)</u> \~	③の調	果題に	つい	ての句	千究を体	系的に実
		物気 ② 同びまれ 及 た。研 気 気 し 、 る 気 気 し 、 る の る る の る る り る り る り る り る り る 、 の る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	環よせば、こを支せば、	中体制制をはいる。世代をはいる。世代をはいる。これは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	立子*お ど響の動きである。 というである。 というでは、 といるでは、 というでも、 というでも、 というでも、 というでも、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると。 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 といると、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	大物質による はまる はまる はまる はまる はまる はまる はまる はまる はまる はま	等に 法のに とり とり は とり は とり は ままり は 気 に 関 に 実 に 実 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	よ発見します。とは、大きな発すである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	国人暴 で	露高が気が気が高います。 これ こう	側定手の かいこと かいこと と 関い かいこと 関い かいこう おいっぱい はい がい はい かい	法を対し、主法を対し、主法を対し、主法を対し、主義を対して、主義を対して、主義を対して、これを対して、これを対しては、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これを	開発及 をと比較言 を対める がある。 を対して、 がある。 がもの。 がもの。 がしる。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 がもの。 もの。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし	び粒子状に検討を実は、一次を対して関が、一般では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
[環境改画 局地汚染対 有効性等に 研究	策事業の	局地汚塗 排ガス削	染対領 川減技 自動	<b>策技∂</b>	ドに関 関す	する る調 <i></i>	調査を	と行う。 めた。	とともに	こ、高	活性质	炭素績	裁維を用	成のための いた沿道 事業調査
より低公害な普及対策に		ルエンジ 気微粒=	ン用剤 子除ま	复合肌	说硝・ ルタ−	粒子( 一(DP	氐減シ F)シ	ステ。 ステム	ムの実 の大型	用化り 型ディ	こ関す ーゼ/	る調いトラッ	査、ディ ック実証	るディーゼ ・一ゼル排 調査及び を行っ

区 分	1	3 事	業	年	度	の	実	施	状	況	
[環境保健関係] 各種パンフレット等の作成・配布	新たに指導か、気管支ゼかライフ」(18た。 また、これま 方公共団体のについては内	ん息等 号・19 ミでに作 )協力も	の予防 号)及で 作成した a)得て広	j・回復 び制度 たぜん。 なく地域	に資 離脱る 息 の発 <b>は</b> 住民	ナるた 者のた :症予	めの情 めの( 防等)	青報提 建康管 こ関す	供を 管理力 るパ	目的とした「 レンダーを ンフレット等	すこや 発行し は、地
作·貸出	新たに「知っ たほか、これす		_							) 」ビデオを	製作し
ぜん息の予防等に関する講演会	地域住民を会を開催し、金を図った。		•						•	*	
	•平成13年			練馬区 参加者	台:57名	Ż.					
	<ul><li>・平成14年</li><li>・平成14年</li></ul>			玉野市 参加者 東京者	首:144	1名				やまももホー	ール
	1/90111	2/11	0 [	参加者			TIP TO C. A				
	また、養護さて保健指導に門医による講習	従事し	ている	者を対							
	・平成13年	5月2	·		:江戸 渡辺	川区戸博子(	勺小•□	中学校		教諭等) 津病院)	
	•平成13年	6月		鋸南町 (対象	T立中 :東京 渡辺	央公園 都特別 博子(	別区房			蒦学校) 津病院)	
	・平成13年	6月2		高年为 (対象 講師: 會病院	、学鯱 :名古 宇理》 忘)	城ホー 屋市 頁厚加	内小中	学校	保健	プラザ) 担当主事) 大学坂文科	锺報徳
	・平成13年	7月2	6日	講師:	パーク と: 倉敷	倉敷 (市内 秀次				を護教諭等) 日山病院)	
	•平成13年	8月2	9日	足立区 (対象 講師:	区役所 1:足立	:区内 晃(国				対論・栄養士 レルギー科	
	•平成13年	12月1	1日	北とて			•中学	校養調	蒦教詣	<b>前</b> )	

講師:赤澤 晃(国立小児病院 アレルギー科医長)

参加者:46名

・平成14年 2月22日 板橋区立産文ホール

(対象:板橋区内保育園·幼稚園·小·中学校養護教 論等)

講師:松井 猛彦(東京都立荏原病院 小児科部

長)

参加者:84名

ぜん息児水泳フェスティ バル 地方公共団体の機能訓練事業に参加する児童を対象にした水泳イベントを開催し、各地域のぜん息児水泳教室の成果の発表、ぜん息児同士の交流、ぜん息児患者の機能回復訓練としての水泳の有効性の普及啓発、健康回復への意欲の高揚を図った。

・東京地区:平成13年10月21日 江戸川区スポーツセンター温水プール

(参加児童数223名)

・関西地区:平成13年 9月24日 大阪プール(大阪市)

(参加児童数247名)

#### 「環境改善関係」

各種パンフレット等の 作成・配布 大気環境の改善に関する既存のパンフレット等について、地方公共団体等の 要望を踏まえ配布した。

普及啓発映画等の貸出

新たに中・高校生を対象とした「低公害車の普及啓発・教育用 CD-ROM」を製作した。

また、これまでに製作した映画、ビデオ、普及啓発パネル等については、引き続き貸出や各種イベントで活用した。

エコライフ・フェア

主催者の一員及び出展者として参加し、きれいな空気を守るために、自動車の利用者でもある私たち自身が「環境にやさしい、車とのつきあい方」を身につけ、大気環境の改善に取り組んで実行できることをパネルで紹介するとともに、学童を対象とした CD-ROM ソフト「エコカーラリー」を作成し、学童をも視野に入れた普及啓発に努めた。

また、「KOUKEN―NET」にアクセス可能なパソコンを設置し、大気汚染やその改善に役立つ最新の情報を提供した。

・平成13年 6月 2日~3日 東京都代々木公園園路 協会ブースタイトル・テーマ 「私ができるエコカーライフ」

低公害車フェア

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の各種の低公害車を一堂に展示するフェアを開催し、これら低公害車に関する普及啓発を図った。

・平成13年 5月26日~27日 三 重 県 県営サンアリーナ
 ・平成13年 6月 2日~ 3日 東京都 代々木公園イベント広場
 ・平成13年 6月 9日~10日 川崎市 川崎駅前ルフロン広場

・平成13年 6月22日~24日 大阪市 アジア太平洋トレードセンター

·平成13年 9月29日~30日 名古屋市 庄内緑地、CBC 自動車学校

・平成13年10月 6日~ 7日
 ・平成13年10月 7日
 ・中成13年10月 7日
 ・中成13年11月10日~11日
 大阪府
 ・中成13年1月10日~11日

大気汚染防止キャンペ

大気汚染防止推進月間(12月)において、環境省その他関係方面と協力して、青い空の大切さや、一人一人がやるべきことなどを広く呼びかけるためのポスター公募・掲出を行うとともに、月間の期間中には紙上キャンペーン(12月1日付け毎日新聞朝刊)、大気環境フォーラム2001(12月1日名古屋商工会議所)でのシンポジウムの開催及びポスター入賞作品の展示会(12月12~17日)を行った。

研

修 地方公共団体が行う健康被害予防事業に従事する者を対象に効果的な事業 の実施に必要な知識・技術を習得させるために研修を実施した。

・機能訓練研修 (平成13年6月13日~15日)・環境改善研修 (平成13年7月 5日~ 6日)

•保健指導研修

(小児·成人) (平成13年9月10日~14日)

予 防 情 報 提 供

健康被害予防事業を推進する立場にある地方公共団体の担当者や関連分野の専門家並びに拠出事業者等を対象に、事業の効果的実施に必要かつ最新の情報を、分かりやすく、使いやすい形で提供した。

- ・協会主催のイベント・地方公共団体の動向等の最新情報を掲載した季刊 誌「健康被害予防事業だより」第23~26号を刊行した。
- ・平成13年4月より公開した「KOUKEN-NET 大気環境・保健情報センター」ホームページについては、より一層の充実を図るため、利用状況並びに利用者のニーズの把握に努めるとともに、最新の情報等を随時提供した。
- ・調査研究課題のうち、その成果をより広く関係分野の専門家に普及することが望ましい次の2課題について研究レポート(モノグラフ)を刊行した。

『ディーゼル排気微粒子除去フィルターシステム汎用性向上に関する 調査』

『各種技術を用いた局地汚染対策設計手法に関する調査』

# (2) 地方公共団体等が行う事業に対する助成事業[5号業務]

	区 分	1 3 事業年度の実施状況
環	健康相談、健康診査及び 機能訓練事業	ぜん息等の発症予防等に資するため、次の事業に対する助成を行った。
境		<ul> <li>① 健康相談 千葉市等43地方公共団体 (開催回数、1,626回)</li> <li>② 健康診査 文京区等31地方公共団体 (スクリーニング延対象者数、約112千人)</li> </ul>
保		(血液検査延受検者数、約1.2千人) ③ 機能訓練 千葉市等43地方公共団体 (参加人数、延約4万2千人)
健	施設等整備(助成)事業	事業について助成(地方公共団体が施設等の整備について助成する
事		際の助成を含む。)を行った。
業		医療機器等整備 品川区等3地方公共団体 (機器整備 4病院)
	計 画 作 成 事 業	地域における大気環境の改善のための計画を作成する事業について助成を行った。
環		川崎市等3地方公共団体
境	施設等整備(助成)事業	上記の計画に基づいて行われる次の施設等の整備を行う事業について助成(地方公共団体が施設等の整備について助成する際の助成を含む。)を行った。
改		① 低公害車の普及 千葉県等33地方公共団体 電気自動車8台、メタノール自動車3台 天然ガス自動車528台
善善		② 最新規制適合車等への代替促進 名古屋市等6地方公共団体
事		(最新の自動車排出ガス基準に適合したごみ収集車等 157台)
業		③ 大気浄化植樹 荒川区等9地方公共団体(12ヶ所、約5.4千㎡)
		④ 大気汚染対策緑地整備 環境事業団(2ヶ所) (富士地区、芦屋地区)

# 12 汚染負荷量賦課金の申告 ・ 納付に関する指導(申告・納付説明会)実施状況

協 会 ∃ ( 直 轄 事	注 催 分 業 所 分 )	協 会 <i>*</i> (商工会 i	<ul><li> 加 分</li><li> 截 所 主 催 )</li></ul>	<u></u>			
回 数	出席事業所数	回 数	出席事業所数	回 数	出席事業所数		
回 1	事業所 131	100	事業所 4, 262	回 101	事業所 4, 393		

備考:東京都の16区については、協会の直轄地域となっている。

# 13 汚染負荷量賦課金の業務委託状況

委 託 商 工	会 議 所	b	c 取扱率
商工会議所	a 取扱事業所	申告事業所	( a/b )
会議所	件	件	%
156	8, 274	8, 677	95. 4

# 14 商工会議所別業務委託状況

都道府	県	商コ	二会諱	轰所	取扱事業所数
北海	道	函		館	46
		札		幌	190
		旭		Ш	63
		室		蘭	26
		釰		路	46
		帯		広	53
		北		見	39
		稚		内	20
		紋		別	8
		苫	小	牧	54
青	森	青		森	25
		弘		前	28
		八		戸	51
岩	手	盛		岡	120
宮	城	仙		台	136
秋	田	秋		田	113
Щ	形	山		形	61
		酒		田	19
福	島	福		島	100
		V	わ	き	53
茨	城	水		戸	76
		土		浦	58
		日		<u> </u>	39
		下		館	44
栃	木	宇	都	宮	139
		足		利	25

都道府県	商	工会詞	義所	取扱事業所数
群馬	高		崎	53
	前		橋	77
埼玉	Л		越	51
	Л		П	57
	熊		谷	65
	浦		和	88
	所		沢	12
	飯		能	14
千  葉	銚		子	19
	千		葉	104
	船		橋	21
	木	更	津	43
	市		JII	23
	松		戸	13
		柏		27
	市		原	44
東京	東		京	289
	八	王	子	41
	武	蔵	野	25
	<u> </u>		Ш	37
神奈川	横		浜	119
	横	須	賀	18
	Л		崎	95
	小	田	原	36
	平		塚	22
	藤		沢	28

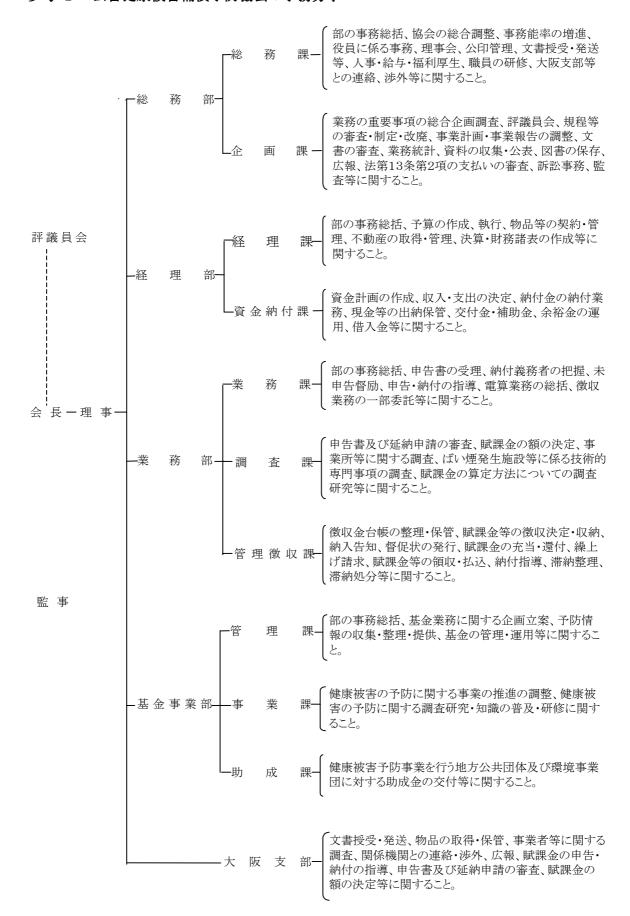
都道府県	商コ	二会諱	轰所	取扱事業所数
神 奈 川	茅	ケ	崎	13
	厚		木	32
	秦		野	9
	鎌		倉	8
	相	模	原	38
新潟	新		潟	88
	上		越	38
	長		岡	52
富山	富		山	63
	高		畄	48
	新		湊	19
石 川	金		沢	46
	小		松	20
福 井	福		井	52
	敦		賀	21
山 梨	甲		府	50
長 野	長		野	60
	松		本	71
岐阜	岐		阜	68
	大		垣	39
	多	治	見	27
	土		岐	27
静岡	静		岡	61
	浜		松	56
	沼		津	34
	清		水	25

都道	府 県	商	匚会請	養所	取扱事業所数
静	岡	Ξ		島	29
		富		士	90
		磐		田	53
愛	知	名	古	屋	199
		岡		崎	26
		豊		橋	29
		半		田	54
		1		宮	129
		蒲		郡	10
		豊		JII	28
		ĮΙΚ		谷	39
		豊		田	46
		安		城	40
		春	日	井	30
		稲		沢	15
三	重	四	日	市	72
			津		74
		鈴		鹿	23
滋	賀	大		津	123
京	都	京		都	106
		舞		鶴	30
大	阪	大		阪	290
			堺		84
		東	大	阪	22
		泉	大	津	23
		高		槻	16

都道府県	商工会議	新	取扱事業所数
大 阪	岸 和	田	12
	貝	塚	7
	茨	木	23
	吹	田	20
	八	尾	18
	豊	中	16
	泉佐	野	17
	北大	阪	26
	守口門	真	23
兵 庫	神	戸	83
	姫	路	93
	尼	崎	68
	明	石	33
	西	宮	34
	伊	丹	19
	高	砂	19
	加古	Ш	56
奈 良	奈	良	65
和 歌 山	和 歌	Щ	72
鳥 取	鳥	取	36
島根	松	江	45
	浜	田	25
岡 山	岡	Щ	98
	倉	敷	67
	備	前	31
広 島	広	島	89
	呉		39

都道府県	商工会議	所	取扱事業所数
広 島	福	山	58
	大	竹	11
Д П	下	関	22
	宇	部	22
	防	府	30
	徳	Щ	30
	岩	国	25
	小 野	田	21
徳島	徳	島	60
香川	高	松	76
愛媛	松	山	44
	新 居	浜	54
高 知	高	知	43
福岡	福	岡	67
	久 留	米	37
	北九	州	157
	大 牟	田	20
佐賀	佐	賀	63
長 崎	長	崎	52
	佐 世	保	19
熊本	熊	本	108
大 分	大	分	95
宮崎	宮	崎	75
鹿児島	鹿児	島	91
沖縄	那	覇	62
合 計	156会議	所	8, 274

### 参考 1 公害健康被害補償予防協会の事務分掌



# 参考 2 関係法令等の制定及び改廃の概要

法 令 等	公布等年月日及び番号 (施行又は適用年月日)	改	廃	の	概	要
<ul><li>◎公害健康被害の 補償等に関する法 律施行令</li></ul>		(葬祭料の		7日政令第 染負荷量賦 改定)		立排出量
	昭和49年8月31日環境庁 告示第45条(昭和49年9 月1日適用)	(平成 14	年度の障害	7 日環境省 害補償標準 省告示第 20	給付基礎月	額を定
◎公害健康被害の 補償等に関する法 律第31条第2項及 び同施行令第17条 の規定に基づく遺 族補償標準給付基 礎月額を定める告 示	昭和 49 年 8 月 31 日環境庁 告示第 46 号(昭和 49 年 9 月 1 日適用)	(平成	14 年度の記	7 日環境省 遺族補償標 省告示第 23	準給付基礎	月額を定

### 参考 3 公害健康被害補償予防制度の概要

公害に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、公害健康被害補償法が昭和49年9月1日から全面的に施行されている。昭和63年3月1日には、近年の大気汚染の状況を踏まえ、①第一種地域の指定解除、②既被認定者に対するの補償の継続、③健康被害予防事業の実施等を主な内容とする制度改正が行われ、法律名は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められた。制度の概要は次のとおりである。

### 1 公害健康被害者の認定及び地域指定

法では、制度の対象となる公害による健康被害者を都道府県知事又は政令市(特別区を含む。)の長が認定することとしている。また、認定の仕組みは、疾病により二つに分かれている。

#### (1) 旧第一種地域

大気の汚染の影響による慢性気管支炎等のように原因物質と疾病との間に特異的な関係のない疾病(非特異的疾患)については、これらの疾病と大気の汚染との間の因果関係は、疫学を基礎とした人口集団の現象としては証明可能であるが、個々に証明することは不可能に近いため、大気汚染が著しくその影響による疾病が多発している地域(第一種地域)において、一定期間の居住等のばく露要件を満たしている者が指定疾病にかかっている場合に、認定を行うこととしている。第一種地域は、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(旧救済法)から12地域を引き継ぐとともに、昭和49年11月、同50年12月、同52年1月、同53年6月の4回にわたり指定地域の追加・拡大が行われ、41地域が指定されていたが、昭和63年3月1日には指定が全て解除されたので、大気の汚染の影響による健康被害者の新規の認定は以後行われないこととなった。ただし、既認定者に対する補償給付は継続して行われている。

#### (2) 第二種地域

水俣病、イタイイタイ病、慢性砒素中毒症等、原因物質と疾病との間に特異的な関係、すなわち、その物質によって疾病が引き起こされるだけでなく、その物質がなければその疾病にかかることがないという疾病(特異的疾患)にあっては、個々の患者について、環境汚染との間の因果関係を追及することは可能であるので、個々にその疾病が当該地域(第二種地域)の大気の汚染又は水質の汚濁によるものかどうかを判断して、これを認定することとしている。現在、第二種地域として5地域が指定されている。これらの地域はすべて旧救済法から引き継がれたものである。

### 指定地域及び被認定者数一覧

平成14年3月31日現在

	1										-						十九	<b>ζ14</b> -	₹3月	ЭΙН	グロイエ
地域	疟	疾病名		名		指		定	地	+	域	実		施	指		定	被記	忍定	前	年
地地	75	<b>.</b> 7P	1 2	<b>′</b> Ц		1日		Æ			<b>-</b> X	主		体	年	月	目	者	数	同。	月比
																			人		%
					千	葉	市	(南	部臨	海地	」域)	千	葉	市	49.	11.	30		407	•	5.1
					東	京	都	千	代	田	区	千	代田	区图	49.	11.	30		172	•	2.8
						IJ		中	块	7	区	中	央	区	50.	12.	19		274	•	0.7
						IJ		港			区	港		区	49.	11.	30		534	•	4.5
	0	$\circ$	0	$\circ$		IJ		新	宿	了	区	新	宿	区		IJ		1,	513	•	6.3
	肺気	○ぜん息性気管支炎及びその続発症	○気管支ぜん息及びその続発症	○慢性気管支炎及びその続発症		IJ		文	京	Ę	区	文	京	区		"			621	•	4.6
	肺気しゅ及びその続発症	息性	支げ	気管		"		台	東	Į.	区	台	東	区	50.	12.	19		584	•	3.3
	及び	気管	ん息	支炎		IJ		品	JI	1	区	品	Ш	区	49.	11.	30	1,	126	•	3.4
	その	支炎	及び	及び		IJ		大	Ħ	1	区	大	田	区		IJ		2,	822	•	1.6
旧	続発	及び	うその	いその		"		目	黒	1	区	目	黒	区	50.	12.	19		661	•	4.1
第	症	いその	続発	続発		IJ		渋	名	}	区	渋	谷	区	49.	11.	30		725	•	6.3
_		続発	症	症		"		豊	島	計	区	豊	島	区	50.	12.	19		793	•	2.9
種		症				"		北			区	北		区		"		1,	355	•	3.8
地						"		板	梧	新	区	板	橋	区		"		1,	925	•	4.4
域						"		墨	Ħ	1	区	墨	田	区		"			829	•	2.4
- H:						"		江	東	Į.	区	江	東	区	49.	11.	30	1,	757	•	4.0
非特						IJ		荒	JI	1	区	荒	Ш	区	50.	12.	19		983	•	3.2
異						"		足	7	Ž.	区	足	<u>1</u>	区		"		2,	308	•	5.6
的						IJ		葛	飠	<b></b>	区	葛	飾	区		"		1,	379	•	4.0
疾						]]		江	戸	Ш	区	江	戸川	区		"		2,	085	•	4.0
患					横	浜	市	(鶴	見 臨	海地	域)	横	浜	市	47.	2.	1		610	<b>A</b>	3.6
					Ш	崎	市	( ][]	崎 区	、幸	区)	JII	崎	市	44.	12.	27	2,	179	•	2.9
													IJ		47.	2.	1				
													IJ		49.	11.	30				
					富	士	市	( ‡	部	地	域 )	富	士	市	47.	2.	1		518	•	2.3
													IJ		52.	1.	13				
					名ī	古屋	市	(中	南音	18 地	域 )	名 -	古屋	計	48.	2.	1	3,	074	•	4.1
													IJ		50.	12.	19				
													IJ		53.	6.	2				
					東	海	市	(北	部・中	部址	也域)	愛	知	県	48.	2.	1		549	<b>A</b>	3.2
					四日	日市	市	( 盬	話 海	地	域 )	四	日市	市市	44.	12.	27		532	<b>A</b>	3.8
					Ξ	重	県	Ξ_	重君	17 样	可	=	重	県	49.	11.	30		51	<b>A</b>	3.8

														+6		<b>→</b>	ъ́т ∃	<b>刃 </b>	<del>4/,</del>	/ <del>-:</del>
地域	疾	病	名	指			定	地	地 域	域	実	施主	体	指	п	定		忍定	前	年
														年	月	日	者	数.	同月	
											١.							人		%
				大	阪	市					大	阪	市	44.			10,	289	<b>4</b> 4	.0
												IJ		49.	11.	30				
旧												"		50.	12.	19				
第				豊	中	市	(南	部	地	域 )	豊	中	市	48.	2.	1		291	<b>▲</b> 2	2.7
_				吹	田	市	(南	部	地	域 )	吹	田	市	49.	11.	30		287	▲3	3.4
種				守	П	市					守	口	市	52.	1.	13	1,	641	<b>▲</b> 2	2.7
地				東	大阪	市	(中	西音	羽 地	域)	東	大 阪	市	53.	6.	2	1,	909	<b>4</b> 4	.6
域				八	尾	市	(中	西音	羽 地	域)	八	尾	市		IJ		1,	073	▲2	2.7
				堺		市	(西	部	地	域 )	堺		市	48.	8.	1	2,	452	<b>▲</b> 5	5.1
非特												IJ		52.	1.	13				
異				神	戸	市	( 臨	海	地	域 )	神	戸	市		]]		1,	250	<b>1</b>	.8
的				尼	崎	市	(東部	部・南	ョ部:	地域)	尼	崎	市	45.	12.	1	3,	015	▲3	3.3
疾												IJ		49.	11.	30				
患)				倉	敷	市	(水	. 島	地	域 )	倉	敷	市	50.	12.	19	1,	829	<b>▲</b> 3	3.4
				玉	野	市	(南	部臨	海上	也域)	岡	山	県		]]			63	<b>1</b>	.6
				備	前	市	(片_	上湾周	ヨ辺	地域)	岡	山	県		IJ			80	<b>A</b> 9	0.1
				北	九州	市				地域)	北:	九州	市	48.	2.	1	1,	212	<b>A</b> 3	3.4
					牟田					域 )		牟 田		48.				381	<b>4</b> 5	
							計											138	<b>A</b> 3	
	水	俣	病	阿	賀野	JII		流	地	域	新	潟	県	44.	12.	27	,	139	<b>A</b> 4	
第		,, ,	,,,,				·		- !)	,	新	潟	市		IJ			186	<b>1</b>	
特		]]		水	俣	湾	沿	岸	地	域		本	県		]]			595	<b>A</b> 3	
一異		IJ		/,,	170	1. 3	111		י וו			児島			IJ			215		
種的	イタ・		タイ病	神	通	Ш	下	流	地	域		Д Д	県		]]			4	<b>▲</b> 2	
地事	慢性研			笹	VIII	ケ	- 名		地			根	県	49.		Δ		5		_
恵域	以止刑	ルポコ	<i>1</i> -1, 11 €	土		ク 呂	1 ク		地地	Z Z		临	県	48.				65	<b>A</b> 4	۱ ۵
		"							ᄯ			누미	不	40.	۷.		4			
		^		<u> </u>			計				1							209	<b>▲</b> 3	
		合					-	計				_					58,	347	▲3	3.8

<sup>(</sup>注) 被認定者数は、環境省資料による。

### 2 補償給付

本制度においては、(1)療養の給付及び療養費、(2)障害補償費、(3)遺族補償費、(4)遺 族補償一時金、(5)児童補償手当、(6)療養手当、(7)葬祭料の7種類の補償給付を支給する こととしている。

### (1) 療養の給付及び療養費

被認定者の指定疾病についての医療は、原則として公害医療機関において現物給付 (療養の給付)として行われるが、療養の給付を行うことが困難であると認められる等、特別の 事情のある場合には現金給付(療養費)として行われる。

被認定者の指定疾病に係る医療の診療方針及び診療報酬は,環境大臣が中央環境審議会の意見を聞いて定めている。

#### (2) 障害補償費

障害補償費は、逸失利益相当分に慰謝料的要素を加えたものとして、15歳以上の被認 定者で指定疾病により一定の障害の程度にある者にその障害の程度に応じて支給されるも のである。

障害補償費の額は、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の80%を基準として毎年度 定めた障害補償標準給付基礎月額に障害の程度に応じた率を乗じて得た額とされている。 障害の程度は、日常生活の困難度及び労働能力の喪失度に応じて特級から3級の4つの 等級に区分され、給付率は、特級及び1級は「1.0」、2級は「0.5」、3級は「0.3」とされてお り、そのうち最も重度の「指定疾病により常時介護を要する程度の心身の状態にある」特級 の者については、介護加算を行うこととしている。

### (3) 遺族補償費

遺族補償費は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、被認定者の逸失利益相当分及び慰謝料相当分と遺族固有の慰謝料相当分をてん補するものとして、死亡した被認定者により生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対して一定期間支給されるものである。

遺族補償費は、労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の70%を基準として毎年度定めた遺族補償標準給付基礎月額により、10年間を限度として支給されることとなっている。

#### (4) 遺族補償一時金

遺族補償を受けることができる遺族がいない場合、あるいは遺族補償費の受給者が死

亡等により失権したような場合には、一定の範囲の遺族に対して遺族補償一時金を支給することとしている。遺族補償一時金の額は、死亡した被認定者の該当する遺族補償標準給付基礎月額に36月を乗じて得た額とされ、既に支給された遺族補償費がある場合にはその額を控除することとしている。

### (5) 児童補償手当

児童については、逸失利益がない等の理由から障害補償費の支給の対象にはならないが、指定疾病にかかっていることにより家庭、近隣、学校において通常の生活が出来ないことによる苦痛があること、成長や学業が遅れる等により現在及び将来に支障をきたすことがあること、また、発作等による肉体的、精神的苦痛があること、などの理由から、児童の日常生活の困難度に応じて一定額の児童補償手当を支給することとしている。

### (6) 療養手当

療養手当は、入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、指定疾病について療養の給付又は療養費の支給を受けている被認定者の入・通院の状態に応じて定額で支給することとされている。

### (7) 葬祭料

被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、その葬祭を行う者に支給されるものである。

#### 3 公害保健福祉事業

本制度では、指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、保持及び増進を図る等被認定者の福祉を増進し、指定疾病による被害を予防するために必要な公害保健福祉事業を行うこととしており、具体的には次の事業が実施されている。

- ① リハビリテーションに関する事業
- ② 転地療養に関する事業
- ③ 家庭における療養に必要な用具(特殊寝台、空気清浄機等)の支給に関する事業
- ④ 家庭における療養の指導に関する事業
- ⑤ その他環境大臣が定める事業

#### 4 健康被害予防事業

本制度では、大気の汚染の状況が健康になんらかの影響を及ぼしている可能性は否定できないということを踏まえ、大気の汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業を実施することとしている。

これは、国及び地方公共団体の行う健康被害を予防するための施策を補完し、より効果のあるものとすることにより、大気の汚染の影響による健康被害の予防を図るものである。

健康被害予防事業は、人の健康に着目した環境保健事業と環境質自体に着目した環境改善事業からなるが、具体的には次のとおりである。

- (1) 協会が自ら行う事業
  - ① 調査研究 大気汚染による健康影響に関する総合的研究、局地汚染対策事業の有効性等に関する調査研究、より低公害な自動車の普及対策に関する調査研究等
  - ② 知識の普及 キャンペーン、各種パンフレットの作成等
  - ③ 研修 地方公共団体が行う事業の従事者に対する研修
- (2) 地方公共団体等が行う事業に対する助成
  - ① 計画作成 地域の大気環境改善のための計画作成
  - ② 健康相談 医師、保健婦等による慢性閉塞性肺疾患に係る相談・指導
  - ③ 健康診査 ―― 乳幼児を対象に問診等による発症予防のための指導
  - ④ 機能訓練 ぜん息児童を対象とした水泳・音楽教室、ぜん息キャンプ
  - ⑤ 施設等整備 ―― 温水プールの整備、医療機器等の整備、低公害車の普及、最新(助成) 規制適合車等代替促進、大気浄化植樹、大気汚染対策緑地整備(環境事業団が実施)等

(地方公共団体が民間事業者等に助成を行う場合を含む。)

#### 5 費用負担

本制度の実施に必要な費用は、補償給付費、公害保健福祉事業費、給付関係事務費、公 害健康被害補償予防協会事務費及び健康被害予防事業費の5つに分けられる

補償給付費については、全額原因者負担としている。このうち慢性気管支炎等の旧第一種 地域に係る補償給付費には、工場等からの硫黄酸化物の排出量に各地域ごとに毎年度定め た賦課料率を乗じて徴収する汚染負荷量賦課金をもって充てるほか、自動車重量税収入の一 部を充てることとされている。また、水俣病、イタイイタイ病等の第二種地域に係る補償給付費 には、その原因者である工場等から徴収する特定賦課金をもって充てることとされている。

公害保健福祉事業費は、その2分の1を原因者負担とし、残り2分の1は公費負担となっている。原因者負担分の具体的な負担方法は補償給付費と同様であり、また、公費負担分については、その半分(全体の4分の1)ずつをそれぞれ国と公害保健福祉事業を実施する都道府県又は政令市とで負担することとなっている。

給付関係事務費については、全額公費負担としており2分の1を国が、残り2分の1を都道府 県又は政令市が負担することとなっている。

公害健康被害補償予防協会事務費については、国が一部を補助することとし、残額を原因者が負担することとなっている。

健康被害予防事業費は、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者 その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者から拠出される拠出金及び国の出資により 設けられる基金の運用益をその財源とすることとなっている。

### (1) 旧第一種地域の被認定者に対する補償給付費等

旧第一種地域に係る補償給付費等については、ばい煙発生施設等の固定発生源と自動車とに分けて費用を負担させることとし、両者の負担割合は8対2と定められている。

固定発生源負担分については、昭和62年4月1日において、1時間当りの最大排出ガス 量が、旧指定地域で5,000㎡ N以上、その他地域で10,000㎡ N以上のばい煙発生施設 等が設置される工場・事業場を設置していた事業者から、算定基礎期間(昭和57年から61 年まで)及び前年の硫黄酸化物排出量に応じて汚染負荷量賦課金を徴収している。汚染負 荷量賦課金の賦課料率は、毎年度当該年度に必要な経費と算定基礎期間の硫黄酸化物 累積換算量及び前年の全国における硫黄酸化物排出量を基礎として、過去分賦課料率及 び現在分賦課料率が定められている。 平成13年度の賦課料率は下表のとおりである。

汚染負荷量賦課金の賦課料率

地	域区分	過 去 分 賦課料率	現 在 分 賦 課 料 率	対 象 地 域						
旧	A地域		1,964円37銭 大阪市、豊中市、映東大阪市、八尾市							
指	B地域		1, 328円84銭	東京都(19区)、横浜市、川崎市						
定	C地域		1, 213円29銭	千葉市、神戸市						
	D地域	95円25銭	1, 155円51銭	名古屋市、東海市						
地域	E地域		866円63銭	富士市、四日市市、三重県三重郡楠 町、北九州市、大牟田市、倉敷市、 玉野市、備前市						
その	) 他 地 域		128円39銭	上記以外の地域						

なお、汚染負荷量賦課金の納付については、納付義務者たるばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、その年度の初日から45日以内に協会に申告・納付することとなっている。

自動車負担分については、自動車重量税収入の一部を引き当てることとされている。

### (2) 第二種地域の被認定者に対する補償給付費等

第二種地域に係る補償給付費等については、原因となる物質を排出した特定施設等の 設置者から、必要な経費を原因の程度に応じて、特定賦課金として徴収することとされてい る。

補償給付費等の負担方法

	旧第一種均	第	二種地域			
補償給付費	汚染負荷量賦課金	8	: 2 収からの交付自動車重量税		(事業者)	寺官武果を
公 害 保 健 福 祉 事 業 費	2 収からの交付 : 収からの交付 試課金 (事業者)	国	県又は市	特定賦課金(事業者)	国	県又は市
	2/4	1/4	1/4 は市	2/4	1/4	1/4 .は市
給付事務費	1/2	1,	/2	1/2	1/	<sup>2</sup>
徴収事務費	汚染負荷量賦課会 一部国庫补		者)		課金(事業 3国庫補助	

(注) 給付事務費とは県知事又は市長が行う事務の処理に要する費用をいい、 徴収事務費とは協会が行う事務の処理に要する費用をいう。

#### (3) 健康被害予防事業費

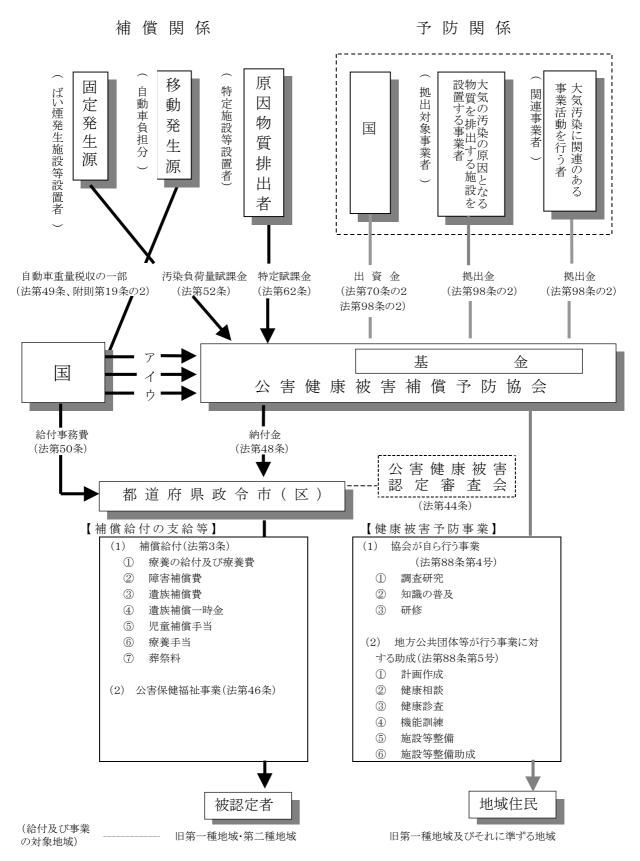
健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、協会に設けた基金の運用益により

賄うこととなっている。

この基金は、昭和62年4月1日又はそれ以降の年度の初日において、1時間当りの最大排出ガス量が旧指定地域で50,000㎡N以上、その他地域で100,000㎡N以上のばい煙発生施設等が設置される工場・事業場の設置者(拠出事業者)及び大気汚染に関連のある事業活動を行う者からの拠出金と国からの出資金により造成されたものである。

また、基金の規模は総額約500億円であり、うち約400億円については、拠出事業者により、残り約100億円については、大気汚染に関連のある事業活動を行う者からの拠出金と国からの出資金により構成されている。

### 6 公害健康被害補償予防協会の業務概要図



- ア 公害健康被害補償予防協会納付金財源交付(法第49条、附則第19条の2)
- イ 公害健康被害補償予防協会事務費補助(法第97条) ウ 公害保健福祉事業費補助(法第51条)